

京 都 大 学 国 際 戦 略 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 1 1 条 第 7 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>(国際戦略アドバイザーボード)</p> <p>第 1 2 条 } (略)</p> <p>第 1 3 条 } (部員)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 4 条 本部に関する事務は、企画・情報部において行う。</p> <p>第 1 5 条 (略)</p>	<p>第 1 1 条 (同 左)</p> <p><u>(国際アドミッション支援オフィス)</u></p> <p>第 1 2 条 <u>本部に、外国人留学生獲得のための戦略的かつ積極的な広報及び誘致活動に関し必要な業務を行うため、国際アドミッション支援オフィス(以下「オフィス」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>オフィスに、室長及び室員を置く。</u></p> <p>3 <u>室長は、第 1 4 条に定める部員のうちから本部長が指名する。</u></p> <p>4 <u>室長は、オフィスの業務を総括する。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、オフィスに関し必要な事項は、本部長が定める。</u></p> <p>(国際戦略アドバイザーボード)</p> <p>第 1 3 条 } (同 左)</p> <p>第 1 4 条 } (部員)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 5 条 本部に関する事務は、企画・情報部<u>国際交流課</u>において行う。</p> <p>第 1 6 条 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>